

まちの農業サイト構築及び運営業務 仕様書

1 委託業務名

まちの農業サイト構築及び運営業務

2 業務背景・目的

近年、都市近郊農業においては、農地と住宅地が近接する環境下での地域住民との共存や、農業従事者の高齢化に伴う後継者・担い手不足が大きな課題となっている。その背景には、都市化の進展により住民が農業に触れる機会が減少し、農業への理解や関心が十分に醸成されていないことや、子育て世代をはじめとする若年層が農業の魅力や地域社会における役割を知る機会が不足していることがある。

こうした課題に対応するためには、農業体験や食育活動、特産品の保存・継承活動などを通じて地域住民と農業の接点を創出し、農業への理解促進と将来の担い手育成につなげていく取組が求められている。

そこで、阪神地域では、行政（7市1町）、商工会議所、農業協同組合等で構成する「阪神のまち農業推進協議会」を立ち上げ、地域ぐるみで都市近郊農業が抱える課題の解決に向けたプロジェクトの企画・実行・検証に取り組んでいる。

プロジェクトの方針としては、単に農産物を「食べる」「買う」「手伝う」といった関わり方にとどまらず、農業が持つ多面的な機能・価値である「環境」「観光」「自然」「学習」「防災」「食」等を、生活者と農業との新たな接点創出の起点として捉える。また、それらを通じて生まれる具体的な活動事例や参加機会を広く発信することで、農業に対する認知向上と興味・関心の醸成を図ることとしている。

このことから、本業務では、まちの農業サイトをプロジェクトの情報発信基盤として、活動事例や参加機会等の発信を通じて、地域住民が農業への理解を深め、具体的な行動へと踏み出すきっかけとなる情報基盤を構築する。

3 実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託料

825,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

業務目的の達成に向け、サイトコンセプトを設定の上、委託者と協議して実施すること。

（1）コンセプト設計

業務目的を踏まえコンセプトを明文化するとともに、業務履行の軸となる要素（サイト名称、ロゴ、デザインイメージ等）の提案・制作をすること。

なお、委託者の視点から「まちの農業」のイメージを視覚的に表現したコピー（キ

ャッチ&ボディ)を添付する。参考としつつ、独自の視点・要素を取り入れた提案とすること。

(2) サイトの構築

ア 制作・開発における基本事項

- ① コンセプトに基づく世界観がユーザーに伝わる構成・デザインとする。
- ② ユーザビリティに配慮し、直感的に目的の情報へたどりつけるようにすること。
- ③ アクセス解析システムを導入し、直帰率、訪問数(訪問者の属性(地域、閲覧端末等))、新規訪問の割合が解析できるものとする。
- ④ 利用者のパソコン・モバイル端末の種類、OS、ブラウザ、通信回線等の利用環境に依存することなく、快適にサイトを閲覧できること。
- ⑤ パソコン版、スマートフォン版のサイトの設計を行うこと。パソコンのサイトとスマートフォンのサイトは別のサイトではなく同じページを使用し、画面サイズによって最適化される構造とすること。
- ⑥ 専門的な知識・技術を有しない職員がウェブサイトの記事(画像、動画も含む)の掲載、更新、削除その他の管理ができること。
- ⑦ 各種 SNS (Social Networking Service) のプラグインの設置、サイト内検索、Google マップの埋め込み等対応すること。
- ⑧ 打合せは月 1 回程度で必ず実施することとし、状況に応じて随時対応できる体制を整えておくこと。
- ⑨ 本サイトに関する一切の著作権等権利関係は、委託者に帰属することとする。

イ サイト構成、コンテンツ制作

- ① まちの農業サイト構成を元に、サイト構成を検討すること。
- ② ユーザー視点で必要なロゴやアイコン、バナー等のデザイン作成を行うこと。
- ③ サイトを整理した際に、コンセプトに合わせて適宜文章のリライトを行う。

ウ テスト

テスト環境による公開チェック(機能テスト、ユーザビリティテスト、デバイステストなど)を計画・実施すること。また、各種デバイス(PC、スマートフォン)での動作確認を行う。

エ スケジュール

スケジュールは下記のとおり想定している。

- ① 契約➡初回打合せ協議・・・10 月中に予定
- ② サイト構成案の提出・・・10 月初旬
- ③ デザイン案・・・10 月中に提出
- ④ 校正⇄修正・・・(～12 月中旬)
- ⑤ コーディング・・・(～2 月中旬)
- ⑥ テストアップ・修正・・・(2 月中旬～2 月末)
- ⑦ 本アップ・公開➡運用(令和 9 年 3 月 1 日～3 月末まで)

(2) ホームページの更新作業

上記(1)にて作成したページ内の情報について、年度内は更新作業を対応するものとする。

ア 作成後、年度末までの期間についてもホームページの更新管理を行う。

※ニュースや topics、イベント時の特設ページ追加など、月に2～3回を想定

イ 年度内に行われるイベントや取組を適宜情報発信し、バナー・SNSの画像作成・配信の補助を行う。月に1～3回を想定

ウ イベント時などのアクセス解析等の検証を行い、次回の企画検討に利用する。

※ドメイン・サーバー費用等は見積に記載し、必要経費を含むものとする。

4 公開予定日・更新管理

公開予定期限：令和9年2月28日（日）

更新管理期間：～令和9年3月31日（水）

第2章 情報システムの機能要件

本システムによって実現できる具体的な機能要件は以下のとおり。

1 サーバ等機器要件

- (1) 当該コンテンツの制作・運用に必要となるサーバ等ハードウェア、データベース等ソフトウェア等については、受託者において準備すること。
- (2) ホスティングサービス（レンタルサーバ）を利用し、ホームページが稼動しても十分な余裕があること。
- (3) アクセス制限、ログ取得や随時適切なセキュリティ対策を講じることができる等の保守、運用面を考慮してサーバを選定すること。また、ログ解析の結果を月に一度提出すること。
- (4) OS、ミドルウェア、アプリケーションファイル等が最新版に更新されている等、セキュリティが考慮されたサーバを選定し、常にウイルス駆除ソフトを最新バージョンに維持する等適切なセキュリティ対策を講ずること。

2 アプリケーション開発・導入の要件

(1) Web サイトの OS、設定

- ・OS、ミドルウェア、CMS（プラグイン含む）等のアプリケーションは、構築時点での最新版を導入すること。
- ・ウェブサイト運用に不要なポートは閉じ、不要なサービスは停止すること。
- ・ドメインは、県から提供する県（pref.hyogo.lg.jp）のサブドメインを使用すること。

(2) UI/UX 改善機能

- ・レスポンス対応（スマホ／タブレット対応）

- ・パンくずリスト、カテゴリ表示の明確化
- ・利用者導線を考慮したトップページ設計

(3) 検索・分類機能

- ・タグ・カテゴリ機能による情報の横断的表示
- ・よく閲覧されるページ・関連ページの表示

(4) お問い合わせ・連携機能

- ・SNS 埋め込み (X, Facebook など) ・共有ボタン

(5) アクセシビリティ対応

- ・日本産業規格 (JIS X 8341-3:2016) で定められているアクセシビリティの「レベル AA」への準拠を、可能な範囲で目指すこと。
- ・文字と背景の色のコントラストを十分にとる (例: 黒文字×白背景など)
- ・キーボードだけでもメニュー操作やリンクの移動が可能になるようにする
- ・動画に字幕をつける
- ・ページの見出し構造を適切に設定し、情報を整理する 等

(6) 多様性対応

- ・日本産業規格 JIS X 8341-3 (高齢者・障害者等配慮設計) へ配慮すること。
- ・色覚対応配色の利用 等

3 テスト作業要件

試験項目は次の内容を想定している。試験を実施し、試験結果報告書により報告すること。

(1) 機能試験

- ・ページ表示の確認
- ・リンクの動作確認

(2) サーバ環境試験

- ・サーバの OS ・ PHP ・ データベースのバージョン確認
- ・SSL 証明書の有効性と HTTPS 通信の確認
- ・ファイルのパーミッション設定確認 (セキュリティ対策)

(3) 表示試験

- ・各種ブラウザでの表示確認 (Chrome, Edge, Safari, Firefox)
- ・モバイル端末での表示確認 (iOS, Android)
- ・レスポンシブデザインの動作確認

(4) パフォーマンス試験

- ・ページ表示速度
- ・サーバ負荷試験 (同時アクセス時の挙動)

(5) セキュリティ試験

- ・管理画面のアクセス制限 (IP 制限、Basic 認証など)
- ・バックアップ機能の確認

4 情報セキュリティ

(1) 県情報セキュリティ対策指針の遵守

- ・県情報セキュリティ対策指針を遵守すること。
- ・セキュリティ上必要な以下の安全対策について適時実施すること。

(2) 権限設定

- ・ログオン時にユーザーを認証し、システムへのアクセス制御を行い、各種機能の利用に対する権限を付与・制御する機能を有すること。
- ・県側でシステム管理者の登録・削除ができること。
- ・システム管理者が利用者 ID の登録・削除やアクセス権限の設定・変更ができること。
- ・管理ページには、接続元 IP アドレス制限や多要素認証（MFA）の導入等により、第三者が容易にアクセスできないような設定・機能を施すこと。

(3) ウイルス対策

- ・サーバ、システム利用端末にはウイルス対策ソフトを導入すること
- ・最新のパターンファイルを適用すること。

(4) 脆弱性対策

- ・オペレーティングシステム（以下「OS」という。）及び基本的なソフトウェアについて、納入期限までに指摘されている脆弱性の有無を確認し、セキュリティパッチの導入等適切な対策処理を施すこと。
- ・導入後も脆弱性情報に注意し、最新のセキュリティパッチを適用すること。
- ・セキュリティパッチを適用することでシステム運用に問題が生じる可能性がある場合は、事前に県側と協議すること。
- ・HTTP、HTTPS 以外の不要なサービスのポート（FTP、IMAP、POP3 等）を閉じること。
- ・古い暗号化技術（SSL3.0、TLS1.0 等）を継続使用しないこと。
- ・サポート切れの OS やミドルウェアを継続使用しないこと。
- ・移設後のウェブコンテンツに対し SSL 化を実施すること。
- ・現行ウェブサイトで使用している SSL サーバ証明書を継続使用できる場合は、流用も可とする。
- ・現行ウェブサイトの SSL サーバ証明書の有効期限が納期より早く終了する場合、または現行ウェブサイトが SSL 化されていない場合は、本業務で新たに SSL サーバ証明書を用意すること。
- ・IPA(独立行政法人情報処理推進機構)が公開している「安全なウェブサイトの作り方」等の最新のガイドラインに沿った対策を実装すること。

(5) ログの取得

- ・個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システム利用者及びシステム管理者のアクセスログを取得すること。
- ・取得したログは、定期的に分析すること。

(6) バックアップ

- ・システムについては、バージョンアップ時及びプログラム変更時に、OS・ミドルウェア・アプリケーションを含めたフルバックアップを行うこと。
- ・重要なバックアップは遠隔地に保管すること。

(7) 納入前のセキュリティ検査の実施

県によるセキュリティ監査（Nessus、Nikto、ZAP 等、県が定める複数のソフトウェアによるセキュリティチェック）を受け、これに合格するまで改善を行うこと。

第3章 保守運用要件

1 保守運用の基本要件

- ・保守責任者及び担当者名を明記した保守体制図を提出すること。なお、体制を変更する必要が生じた場合には、変更内容を記載した書面をもって報告し、県の承諾を得ること。
- ・原則として保守責任者が報告、連絡調整を行うこと。
- ・県及び既存の保守業者等と綿密な調整・連携を行い、受託者の責任と負担で保守作業を行うこと。
- ・調達機器について、ハードウェア及びフリーウェアを除くソフトウェアの技術的サポートを行うこと。
- ・保守対応は日本語で実施すること。
- ・機器の保守対象は自然損害とし利用者の故意・過失による原因の水こぼしや落下等偶発的な事故による障害については対象外とする。
- ・ホームページの公開後、当該年度（令和9年3月31日まで）の障害対応その他ホームページの公開に必要な保守・運用管理を行うこと。

2 問合せ対応

- ・受託者は、県及び受託者からの本システムに関する問い合わせや、各種保守対応依頼を一元的に受け付ける問い合わせ受付窓口を設けること。
- ・問い合わせの受付時間は、休日・祝日・休業日を除く月曜日から金曜日までの9:00から17:00（原則として当日対応）までとする。ただし、県が緊急かつ業務に支障を来すと判断した場合はこの限りではない。
- ・受付時間内は、電話及びメールによるサポートを随時行うこと。

3 システム保守対応

- ・原則オンサイトによる保守作業を実施すること。
- ・修理の依頼の連絡を平日9:00～13:00までに行った場合には当日対応とし、平日13:00～17:00までに行った場合には翌開庁日午前中までに対応すること。

第4章 特記事項

1 留意事項

(1) 契約不適合責任

引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合、県は受託者に対し、履行の追完を請求することができる。

履行の追完は、民法第562条第1項本文にかかわらず、代替物の引渡し又は不足分の引渡しの方法による。

(2) 機密保持

受託者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 法令等の遵守

受託者は、開発、保守に関して、個人情報保護法、県の情報セキュリティ対策指針等の関連法令等及び契約書の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

なお、過失により個人情報の漏えい（記録された媒体の紛失を含む。）を生じさせた場合、兵庫県指名停止基準に基づき、指名停止の対象となることがあるので、留意すること。

(4) 知的財産の取扱い

ア 受託者は本委託業務で得られた納入成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条の権利を含む。）を無償で県に譲渡すること。

イ 受託者は本委託業務で得られた納入成果物に著作者人格権を行使しないこと。また、本委託業務で得られた納入成果物に第三者の著作者がある場合は、当該著作者に著作者人格権を行使しないように必要な措置をとること。

ウ 受託者は本委託業務によって得られた納入成果物について、県が使用する権利及び県が第三者に使用を許諾する権利を無償で許諾すること。

エ 受託者は特許権、著作権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。また、それに関わる費用については受託者の負担とする。

(5) その他

ア この仕様書に記載のない事項について、または仕様書の内容に疑義を生じた場合は、県と協議のうえ、対応すること

イ 受託者の責めに帰する誤りがあった場合は、受託者の責任と負担において、修正または再制作等の措置を講じること。

ウ ホームページを構成するソース及びコンテンツ等は県に帰属する。